

事務連絡
平成29年5月22日

各関係団体
ご担当者様

九州運輸局 安全防災・危機管理調整官

弾道ミサイル発射にかかるJアラートについて

日頃から国土交通行政につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

平成29年4月24日付け事務連絡によりお知らせしていました「内閣官房の国民保護ポータルサイト」において、「Jアラート」の説明に追加がなされました。

説明追加の趣旨としては、最近、北朝鮮から弾道ミサイル発射がある中で、Jアラートが鳴らない状況について、国民が不安を感じているという声も踏まえて、改めて、我が国に飛来する可能性がない場合には、Jアラートを使用しないことを明確に示すとともに（これまでには、Jアラートを使用する場合のみHPに掲載）、Jアラートを使用しない場合も政府は船舶や航空機に警報を発出する旨を示すものです。

非常に備え、この趣旨を了知されるとともに、貴傘下関係会員に対しまして周知していただき、適切な対応方よろしくお願いします。

①国民保護ポータルサイト トップページ

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

②弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A

<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/290421koudou3.pdf>

③北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達に関するQ&A

<http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/nkjalertqa.html>

※Jアラートとは、全国瞬時警報システムの通称名で、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

